

## 学校行事参加のための旅券申請案内

申請者が学校教育法第1条に規定する学校に在学し、その学校行事に参加するために海外渡航をする場合には、学校長が所定の手続をしていただければ、申請者の出頭免除及び身元確認書類等の提示等の省略ができます。  
そのための手続は、次のとおりです。

### 1 必要書類の提出及び提示

- (1) 学校長名による申請者の身元確認書類提示免除についての依頼文書（学校様式第1号）の提出
- (2) 申請者名簿（学校様式第2号）の提出
- (3) 申請者の旅券発給に必要な書類の提出
  - ・ 一般旅券発給申請書1通（写真添付。「旅券（パスポート）の申請案内」記入例「一般旅券発給申請書」参照のこと）
  - ・ 戸籍謄（抄）本（6か月以内のもの）
- (4) 代理提出者の身元確認書類の提示
  - ・ 旅券法施行規則第2条第1項各号に定める身元確認書類（運転免許証、健康保険証等）のうちいずれか1つを提示
  - ・ 旅行会社の外務員が代理提出者である場合は、原則として旅行業法に定める「外務員証」を提示

### 2 注意事項

- (1) 埼玉県内に住民登録のない方は、「居所申請制度」があります。ただし、原則本人出頭（一般申請）です。ご希望の方は、「旅券（パスポート）の申請案内」の「申請に必要な書類」を用意して、その他に居所申請申出書（本人記入）、住民票、県内居所地が記載された学生証等をご用意ください。なお、居所申請申出書は、パスポートセンターにあります。
- (2) 「同時に申請される児童、生徒、学生以外の方」については、身元確認書類が必要です。
- (3) 代理提出にあたっては、必ず「旅券（パスポート）の申請案内」の記入例「申請書類等提出委任申出書」をご確認ください。

様式第 1 号

第 号  
年 月 日

(宛先)

熊谷市パスポートセンター所長

所在地

学校名

学校長名

印

一般旅券発給申請に際しての申請者の身元確認書類提示等の  
免除について（依頼）

当校は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校であり、  
当校に在学する別紙名簿に記載の者が、今回当校の行事である \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ に参加するため \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から  
\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日まで \_\_\_\_\_ 国へ渡航します。

つきましては、申請者の身元確認書類提示等の免除について御配慮願います。

